

都道府県公害審査会の動き (令和4年1月～3月)

公害等調整委員会事務局

1. 受付事件の状況

事件の表示	事 件 名	受付年月日
北海道 令和4年(調)第1号事件	食肉加工工場からの振動被害防止請求事件	R4.1.24
栃木県 令和3年(調)第2号事件	住宅用給湯・空調設備からの騒音被害防止請求事件	R4.3.2
東京都 令和4年(調)第1号事件 (東京都令和3年 (調)第8号事件への参加)	清掃工場解体工事に係る騒音・振動・粉じん防止措置 請求事件	R4.2.10
神奈川県 令和4年(調)第1号事件	悪臭発生源非該当確認等請求事件	R4.3.1
山梨県 令和4年(調)第1号事件	焼き栗販売店からの騒音被害防止等請求事件	R4.1.24
滋賀県 令和4年(調)第1号事件	エアコン室外機ユニットからの騒音被害防止請求事件	R4.1.18
大阪府 令和4年(調)第1号事件	家庭用ヒートポンプ給湯器騒音等被害	R4.2.16
和歌山県 令和4年(調)第1号事件	クリーニング工場からの悪臭被害防止請求事件	R4.1.13

2. 終結事件の概要

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
北海道 令和2年(調) 第1号事件 [石油物流基地か らの騒音等被害 防止請求事件]	北海道 住民1人	石油元売 会社 石油物流 基地管理 会社	令和2年10月19日受付 被申請人の事業場の事業活動 によって生じる悪臭のほか、 石油タンクの解体や修繕等の 工事によって生じる騒音・粉 塵・振動により、健康被害を 受けているため。よって、(1) 悪臭等の原因となる自家発電	令和4年2月14日 調停打ち切り 調停委員会は、3回 の調停期日の開催等 手続を進めたが、合 意が成立する見込み がないと判断し、調 停を打ち切り、本件は 終結した。

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			機・ポンプ設備の稼働を停止し、検査等による稼働など、やむを得ない場合は稼働予定について事前連絡すること。(2)騒音の原因となる建物の解体等の工事は、実施時期・時刻に配慮し、事前に通知すること。(3)建物の解体等の工事の実施に当たっては、悪臭・騒音等への対策を講じること。(4)石油タンク解体工事を行う場合、関係者に対して説明会を実施すること。(5)被申請人が計画している申請人自宅との境界線上の壁設置は行わないこと。(6)工事によって生じた被害については、全額賠償すること。(7)これまでに生じた被害に対する損害賠償として、被申請人は申請人に対して金500万円を支払うこと。	
宮城県 令和2年(調) 第1号事件 [温泉施設からの騒音等被害防止請求事件]	宮城県 住民3人	温泉施設 経営会社	令和2年4月2日受付 申請人らは本件鉱泉地の管理者に対して、白煙、騒音及び漏水に関する損害への対策を講じるよう求めたが、管理者が転々としたことから何ら対策が講じられてこなかった。被申請人が平成28年5月から管理するようになったが改善は認められず、損害が発生し続けたため。よって、(1)被申請人は、申請人らに対し、損害賠償金を支払うこと。(2)被申請人は、本件鉱泉地より発生する白煙を防止するための効果的な白煙防止対策を講じること。(3)本件鉱泉地より発生する騒音を防止するための効果的な騒音防止対策を講じること。(4)本件鉱泉地より漏水する源泉を防止するための効果的な漏水防止対策を講じること。	令和4年3月11日 調停打切り 調停委員会は、6回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打切り、本件は終結した。
東京都 令和2年(調) 第1号事件 [工場からの騒音・低周波音・振動被害防止請求事件]	東京都 住民2人	金属製品 製造会社	令和2年3月2日受付 (1)申請人らは、被申請人の工場の隣地に住んでおり、申請人宅と被申請人工場建物の間はわずか91cmと至近である、(2)申請人らは、被申請人の工	令和4年3月29日 調停打切り 調停委員会は、12回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			場から発生する騒音・低周波音により、不眠その他の体調不良が深刻になった。とりわけ2018年10月にはかなり明確に低周波音と振動を感じるようになった。同年11月頃から、申請人Aは病院で薬を処方されているが、日中の仕事に支障をきたすほどの眠気が残るため、2019年9月7日を最後にやむを得ず服用を控えている。(3)申請人Bは、抑うつ状態、睡眠障害と診断されており、現在も服薬している。(4)区から貸し出しを受けた騒音計で、2019年10月～11月に測定を行ったところでは、騒音規制基準を超えていなかったものの、低周波音と思われる音も含めて、適切有効な対策を実現するためには、専門の方の測定を踏まえた原因究明と、効果の予測を踏まえた対策をする必要があるため。よって、(1)被申請人が騒音規制基準を超える騒音を申請人との敷地境界・申請人宅内に到達させないよう適切な対策をとること。とりわけ夜間の遵守が困難な場合は、夜間の作業を自粛すること、(2)被申請人が低周波音の発生源を確認し、低周波音による物的苦情に関する参照値、心身に係る苦情に関する参照値以下で、又は申請人らに苦痛を与えないように、体感調査に基づく適切な対策をとり、とりわけ、申請人らの睡眠に差し支えのないようにすること、(3)被申請人の工場操業にともなって申請人宅の建物や建具類等を振動させないように対策をすること。	停を打ち切り、本件は終結した。

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
東京都 令和2年(調) 第2号事件 [工事一時中断、 粉じん等防止措 置請求事件]	農業法人	建設会社	令和2年5月27日受付 申請人は水耕栽培を用いて果 実栽培や同栽培用施設の販売 等の事業を行っているところ、中央新幹線（リニア新幹 線）の非常口新設工事がその 隣接地で行われ、申請人の事 業に壊滅的な影響を生じてい ることから、話し合いによりそ の早急な解決を求めるため。 よって、被申請人は、工事を 一時中断し、申請人の事業に 配慮した対応（とりわけ、粉 じん・騒音・振動の防止）を 行うこと。	令和4年3月15日 調停成立 調停委員会は、7回 の調停期日の開催等 手続を進めた結果、 調停委員会の提示し た調停案を当事者双 方が受諾し、本件は 終結した。
東京都 令和3年(調) 第2号事件 [公園内バーベキ ューサイト運用 再開差止請求事 件]	東京都 住民1人	区 (代表者 区長)	令和3年3月1日受付 煙と悪臭のため日常生活に支 障を来している。また、同 被害のために申請人所有のマ ンション入居者が退去するこ とにより損害が生じる恐れが あるため。よって、被申請人 は、A公園内のバーベキ ューサイトの運用再開を行わない こと。	令和4年2月15日 調停打ち切り 調停委員会は、4回 の調停期日の開催等 手続を進めたが、合 意が成立する見込み がないと判断し、調 停を打ち切り、本件は 終結した。
東京都 令和3年(調) 第5号事件 (令和3年(調) 第2号事件への 参加)	東京都 住民 163人	令和3年 (調)第 2号事件 と同じ	令和3年4月14日受付 令和3年(調)第2号事件と 同じ	令和4年2月15日 調停打ち切り 令和3年(調)第2 号事件と同じ
神奈川県 令和3年(調) 第3号事件 [マンション借室 電気室からの騒 音防止請求事件]	神奈川県 住民1人	送配電事 業会社	令和3年9月2日受付 変電設備からの音により睡眠 が妨害され、心身に多大な悪 影響があるため。よって、(1) 変電設備を箱型のパットマウ	令和4年3月17日 調停打ち切り 調停委員会は、3回 の調停期日の開催等 手続を進めたが、合 意が成立する見込み

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			ントへ変更すること。(2)(1)の変更までの間、変電設備の音の低減化を図るため、遮音材の交換、防振マットを設置するなど対策を講じること。	がないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
神奈川県 令和3年(調) 第4号事件 [集合住宅建築工事の騒音防止請求事件]	神奈川県 住民2人	ハウスメーカー	令和3年10月29日受付 令和3年7月から同年12月の予定での集合住宅2棟の新築工事の騒音・振動がひどいが、被申請人は効果的な対策を実施せず、当方の相談に誠意ある対応がないため。建屋が完成に近い状態で、内部からの作業員の話し声が壁を通じて申請人自宅内まで響いてくるため、今後入居者の生活音が騒音となることへの不安と対策を被申請人に伝えても誠意ある対応がないため。よって、申請人自宅隣地での集合住宅建築工事において防音パネルなど効果のある騒音対策を講じること。迷惑料500万円の支払うこと。	令和4年1月19日 調停成立 調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

(注) 上記の表は、原則として令和4年1月1日から令和4年3月31日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。

ちょうせい

第109号 令和4年5月

編集 総務省公害等調整委員会事務局
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1
中央合同庁舎第4号館

内容等のお問い合わせ先 総務課広報担当
Tel: 03-3581-9601 (内線 2315)
03-3503-8591 (直通)
Fax: 03-3581-9488
E-mail: kouchoi@soumu.go.jp

※本誌に掲載した論文等のうち、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。